

3月の税務カレンダー

- ☆2月分源泉所得税住民税の納税・・・3月10日まで
- ☆平成27年分所得税の確定申告・・・3月15日まで
- ☆平成27年分贈与税の申告・・・3月15日まで
- ☆個人の県民税・市町村民税・事業税の申告・・・3月15日まで
- ☆個人事業者の27年分消費税の確定申告・・・3月31日まで
- ☆平成28年1月決算法人の確定申告・・・3月31日まで
- ☆7月決算法人の中間申告(法人・消費)・・・3月31日まで



【税務耳より情報】

今年も、もう2カ月が過ぎ、暖かい日も訪れるようになりました。梅の花も咲き、今年はどうやら桜も早く咲きそうですね～。

いよいよ確定申告業務も佳境に入り、今事務所は、活気(必死?)に満ちております。3月10日までに確定申告業務がほぼ終了できるように、頑張っております()/

【「財産債務調書の提出制度」について】

平成27年度の税制改正において、一定の基準を満たす方については、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

○その年分の総所得金額等が2000万を超える方

○その年の12月31日において財産の価額が3億円以上の財産を保有される方

この二つの要件を両方満たす方は、「財産債務調書」を提出することになります。

この財産債務調書を提出期限内までに提出した場合で、その記載した財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときには、過少申告加算税等が5%軽減されます。

*詳細は担当者にご相談ください。

《ちょっとランチタイム》

おにっこハウスさん(住所 熊谷市板井 1220-1)

電話番号 048-536-1344 定休日・・・日曜日

昨年の節分の日リニューアルオープンしたおにっこハウスさん。NPO法人「おにの家」さんが運営しています。自家製のお味噌、自然にこだわった地卵が大評判です。

ランチは、ハンバーグや親子丼、日替わり定食などメニューが豊富です。店内には、地元の農家さんが作った野菜やこだわりのパンが販売されています。お花も販売されています。

写真は、ハンバークセット。自家製味噌で作った味噌ソースが美味しい。接客もみなさん明るく元気いっぱいです。800円前後で美味しいランチが楽しめます。



《社労士法人よりお知らせ》

協会けんぽの健康保険料率が改定になります。

協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率は毎年3月に見直されます。今回、介護保険料率は据え置きになりますが、健康保険料率は9.93%から9.91%と引き下げになります。実際には平成27年4月納付分より変わることになりますので、原則4月支給分より改定となります。賞与の場合は3月支給時より改定して下さい。詳しくは協会けんぽのホームページで確認できます。協会けんぽ以外の国保組合等は各組合に確認をお願い致します。協会けんぽ加入の事業所で個々の保険料が知りたい場合は、会計担当者を通してお申し出ください。

平成28年4月からの雇用保険料率も変更予定です

厚生労働省は「雇用保険料率」を引き下げるための法律案を平成28年1月29日、国会に提出しています。この法律案が国会で成立されれば、保険料率は改定(被保険者負担ですと1/1000引き下げ)になる予定です。変更が決まりましたら、またお知らせいたします。

